

商品名等 (電気用品名等)	果実用冷却・加温室
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>用途、機能、性能      収穫した果実等を冷却し、出荷時期に合わせて追熱する冷却・加温室である。      収穫後0 程度に冷却し、出荷時期の3～4週間前から加温・冷却状態を制御して室温を10 程度に維持する。      果実が発するエチレンガスを排出する換気機能(熱交換型)も備えている。</p> <p>構造、仕様、意匠      全体の筐体はプレハブ建造物であり、これに組み込まれた冷却・加温ユニット、熱交換型換気装置等からなる。冷却・加温ユニットは当該プレハブ建造物のみ組み込まれることを前提とした仕様となっている。      設備業者が現場で施工する。      プレハブ建造物の寸法：高さ2.2～2.6m、広さ3.3～16.5m<sup>2</sup>      定格：200V、50/60Hz、冷却ユニット2kW、      加温ユニット0.9kW      「冷却ユニット及び加温ユニット」と「熱交換型換気装置」は別電源である。</p> <p>主な使用者、販売先      農家等</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>電気用品安全法上は非対象として取り扱う。ただし、熱交換型換気装置については、定格消費電力が300W以下のものは、特定電気用品以外の電気用品中、電動応用機械器具の「換気扇」として取り扱っている。</p> <p>(理由)      「電気冷蔵庫」又は「電気温蔵庫」に該当するとも考えられるが、プレハブ等の建造物に、全体の温度を制御するための冷却・加温装置を組み込んだものであり、全体として「庫」とは見なせないと考えられる。      また、冷却、加温のユニットがそれぞれ「電気冷房機」、「電気温風機」に該当するとも考えられるが、各ユニットは本プレハブ建造物にのみ組み込まれ、一体不可分の関係で使用される製品であることから、単独では対象外として取り扱うことが妥当であると判断する。</p>	

(参考図次頁)

(参考図)

